

おらほの納税教室

介護保険の要介護認定を受けていて、一定の基準に該当する人は、所得税・住民税申告で控除を受けられる場合があります。

●障害者手帳は持っていないけれど、申告で控除を受けられるの？

障害者手帳を持っていない人でも、寝たきり状態や重度の認知症で日常生活に支障があり要介護認定を受けている人は、申請により障害者控除対象者認定を受けられる場合があります。認定された場合には、町が発行する「障害者控除対象者認定書」によって控除を受けることができます。

※障害者手帳を持っている人は、申請の必要はありません。

●介護用のおむつ代は医療費控除の対象になるの？

おむつ代の医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」(有料)が必要ですが、要介護認定を受けている人で、前年度以前に医師が発行した「おむつ使用証明書」でおむつ代の医療費控除を受けたことがあり、町が行う要介護認定審査で主治医が作成した書類に所定の記載がある人は、申請により町が発行する「おむつ使用証明書」(無料)で控除を受けることができます。

(※1度目は医師の記載した有料の「おむつ使用証明書」を使用することになります。町が無料の証明書を発行できるのは2度目以降です。)

※制度の対象になるかどうかの確認や申請については、個人情報保護の観点から窓口での対応となります。詳しくはお問い合わせください。

☎保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-3041

事業主の皆さんへ ～給与支払報告書の提出について～

平成31年度(平成30年分)給与支払報告書の提出は、1月23日(水)までにお願います。事務処理の都合上、提出期限を早めていますので、ご注意ください。

提出対象者は、平成30年中に給与などの支払いをしたパート、アルバイト、法人役員、青色事業専従者などを含む全ての従業員です。給与の支払額の多少にかかわらず、全て提出が必要です(平成30年中に退職した人を含む)。

なお、南三陸町では特別徴収を推進しており、「平成31年度給与支払報告書総括表」に特別徴収・普通徴収の記載がない場合は、特別徴収として対応させていただきます。

住宅借入金等特別控除の申告教室を開催します

場所	日程	時間(所要時間約2時間)
南三陸町役場 第2庁舎大会議室	2月4日(月)	1回目: 午後1時30分～
歌津総合支所 検診室	2月5日(火)	2回目: 午後6時30分～

- 【持ち物】**
- 土地・家屋の売買契約書などの写し
 - 土地・家屋の登記事項証明書(登記簿謄本)
 - 年末残高等証明書
 - 補助金などの交付を受けている人は、その金額と交付した機関が分かる書類
 - 筆記用具、計算機など

当日必ず持参してください!

※申告教室は完全予約制です。

定員/1枠につき20人

予約受付期間/1月7日(月)～25日(金) ※定員に達し次第締め切ります。

予約方法/電話で希望日時、確定申告する人の氏名・住所をお伝えください。

(連絡先:町民税務課 ☎46-1372)

注意事項/町の申告会場での申告を予定している人で、住宅借入金特別控除を受ける人は、必ず申告教室にご参加ください(参加していない場合、町の申告会場での申告をお断りする場合があります)。

☎町民税務課税務係 ☎46-1372

さわやか南三陸サポートプログラムに参加してみませんか？

町では、豊かで恵まれた自然環境を守り、ポイ捨てごみのない、きれいで爽やかな町づくりを進めるため「さわやか南三陸サポートプログラム」活動を展開しています。このプログラムに参加し町内の海岸や公園、道路や河川などの清掃美化活動を定期的にボランティアで行う団体を募集します。

※町として重点的に環境美化活動を行っていただきたい場所を「指定区域」としてあらかじめ指定しています。また、指定区域外であっても希望があれば対象とする場合がありますので、ご相談ください。

●募集团体

5人以上のグループや企業、学校、老人クラブ、婦人会などの各種団体

※個人での参加はできません

●活動基準

活動区域内において、年5回以上の環境美化活動を2年以上行えること。

●活動区域

海浜、公園、道路、河川、その他公共用地などの一定区域のうち、参加団体が活動を希望する範囲

●町の支援

- ・ごみ袋、軍手などの消耗品の提供
- ・不慮の事故などに対応する保険への加入
- ・団体名を記した美化啓発用看板の設置(活動する区域によって、設置できない場所があります)

●参加申込方法

環境対策課窓口にて備え付けの「参加申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。

☎環境対策課環境政策係 ☎46-5528

国民年金だより

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金に加入しましょう

20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することその一つです。皆さんのなかには「年金なんて先のことだから関係ない」と思っている人はいませんか？国民年金は、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やけがで重い障害が残ったときなどに年金を受け取ることができる制度です。

日本国内にお住いの20歳から60歳までのすべての人は、公的年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◎加入手続きが必要な人は

学生や自営業者などの人で、20歳になって第1号被保険者となる人(学生、自営業者、農漁業者、無職の人も含まれます)は、住民登録している市区町村で手続きをしてください。公務員、社会保険加入者は第2号被保険者となり、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◎保険料は月額16,340円(平成30年度)です

国民年金の第1号被保険者の平成30年度の保険料は月額16,340円です。学生やアルバイトなどで収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

◎保険料の猶予・免除制度について

「学生納付特例制度」は、所得がない学生が本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の一般の自営業者などは、経済的な理由等によって保険料の納付が困難なときに、本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

※年金についての相談、手続きについては年金事務所または役場に問い合わせください。

☎石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 役場 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

〈次回の年金相談会〉

【日時】1月9日(水) 午前10時～午後3時30分

【場所】役場1階会議室

※石巻年金事務所へ事前予約をしてください。

